

参考資料



令和7年度 障害者週間のポスター最優秀賞受賞

栃木県・^{とちぎ}栃木市立^{とちぎひがし}栃木東中学校 1年 ^{そうとめ}早乙女 ^{なほ}奈穂
「^{わたし}私^めがあなたの目になるよ」

1. 障害者の全体的状況

(1) 3区分の概数

ここでは、身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、厚生労働省による「生活のしづらさなどに関する調査」、「社会福祉施設等調査」又は「患者調査」等に基づき推計された基本的な統計数値を掲載する。

身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、各区分における障害者数の概数は、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）423万人、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）126万8千人、精神障害者603万人となっている（図表1）。

これを人口千人当たりの人数（※）で見ると、身体障害者は34人、知的障害者は10人、精神障害者は48人となる。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ9.3%が何らかの障害を有していることになる。

なお、当該身体障害者数及び知的障害者数は、「生活のしづらさなどに関する調査」に基づき推計されたものである一方、精神障害者数は、医療機関を利用した精神疾患のある患者数を精神障害者数としていることから、精神疾患による日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない者も含まれている可能性がある。

（※）身体障害者、知的障害者については、総務省「人口推計」2022年10月1日（確定値）、精神障害者については、総務省「人口推計」2023年10月1日現在を用いて算出。

(2) 施設入所・入院の状況

障害別に状況を見ると、身体障害における施設入所者の割合1.7%、精神障害における入院患者の割合4.4%に対して、知的障害者における施設入所者の割合は10.1%となっており、特に知的障害者の施設入所の割合が高い点に特徴がある（図表1）。

■ 図表 1 障害者数（推計）

（単位：万人）

		総数	在宅者数	施設入所者数
身体障害児・者	18歳未満	9.9	9.7	0.3
	男性	—	4.8	—
	女性	—	4.8	—
	不詳	—	0.0	—
	18歳以上	401.5	394.7	6.8
	男性	—	208.1	—
	女性	—	185.7	—
	不詳	—	0.9	—
	年齢不詳	11.6	11.6	—
	男性	—	1.9	—
	女性	—	3.1	—
	不詳	—	6.7	—
	総計	423.0	415.9	7.1
男性	—	214.8	—	
女性	—	193.6	—	
不詳	—	7.5	—	
知的障害児・者	18歳未満	29.1	28.2	0.9
	男性	—	19.6	—
	女性	—	8.6	—
	不詳	—	0.0	—
	18歳以上	95.3	83.5	11.9
	男性	—	51.4	—
	女性	—	31.9	—
	不詳	—	0.3	—
	年齢不詳	2.4	2.4	—
	男性	—	0.4	—
	女性	—	0.6	—
	不詳	—	1.5	—
	総計	126.8	114.0	12.8
男性	—	71.2	—	
女性	—	41.1	—	
不詳	—	1.7	—	
		総数	外来患者	入院患者
精神障害者	20歳未満	65.5	65.2	0.4
	男性	40.3	40.2	0.1
	女性	25.0	24.8	0.2
	20歳以上	537.2	510.9	26.3
	男性	213.9	202.3	11.6
	女性	323.4	308.8	14.6
	年齢不詳	0.3	0.3	0.0
	男性	0.1	0.1	0.0
	女性	0.3	0.3	0.0
	総計	603.0	576.4	26.6
	男性	254.3	242.5	11.8
女性	348.7	333.9	14.8	

注1：精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から知的障害（精神遅滞）を除いた数に、てんかんとアルツハイマー病の数を加えた患者数に対応している。

注2：身体障害児・者及び知的障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。

注3：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：「身体障害者」

在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2022年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（2021年）等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

「知的障害者」

在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2022年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（2021年）等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

「精神障害者」

外来患者：厚生労働省「患者調査」（2023年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

入院患者：厚生労働省「患者調査」（2023年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

調査の概要

○「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」（厚生労働省）

在宅の障害児・者等（これまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的として、おおむね5年ごとに調査を実施。全国の国勢調査区から無作為抽出した調査地区内に居住する在宅の障害児・者等を対象。「身体障害児・者実態調査」及び「知的障害児（者）基礎調査」（下記）を拡大・統合して2011年から実施。

○身体障害児・者実態調査（厚生労働省）

在宅の身体障害児・者を対象とした調査であり、5年ごとに実施していた。全国の国勢調査区から無作為抽出した調査地区内に居住する身体障害児・者及びその属する世帯を対象に調査していたもの。

○知的障害児（者）基礎調査（厚生労働省）

在宅の知的障害児・者を対象とした調査であり、5年ごとに実施していた。全国の国勢調査区から無作為抽出した調査地区内に居住する知的障害児・者のいる世帯を対象に調査していたもの。

○社会福祉施設等調査（厚生労働省）

全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況などを把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年10月1日現在の状況について調査を実施。保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）は層化無作為抽出した施設、それ以外の施設・事業所は全てを対象に調査。

○患者調査（厚生労働省）

病院及び診療所を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得ることを目的とした調査であり、3年ごとに実施。全国の医療施設から層化無作為に抽出し、調査日にその医療施設で受診した全ての患者を対象に調査。

2. 年齢階層別の障害者数

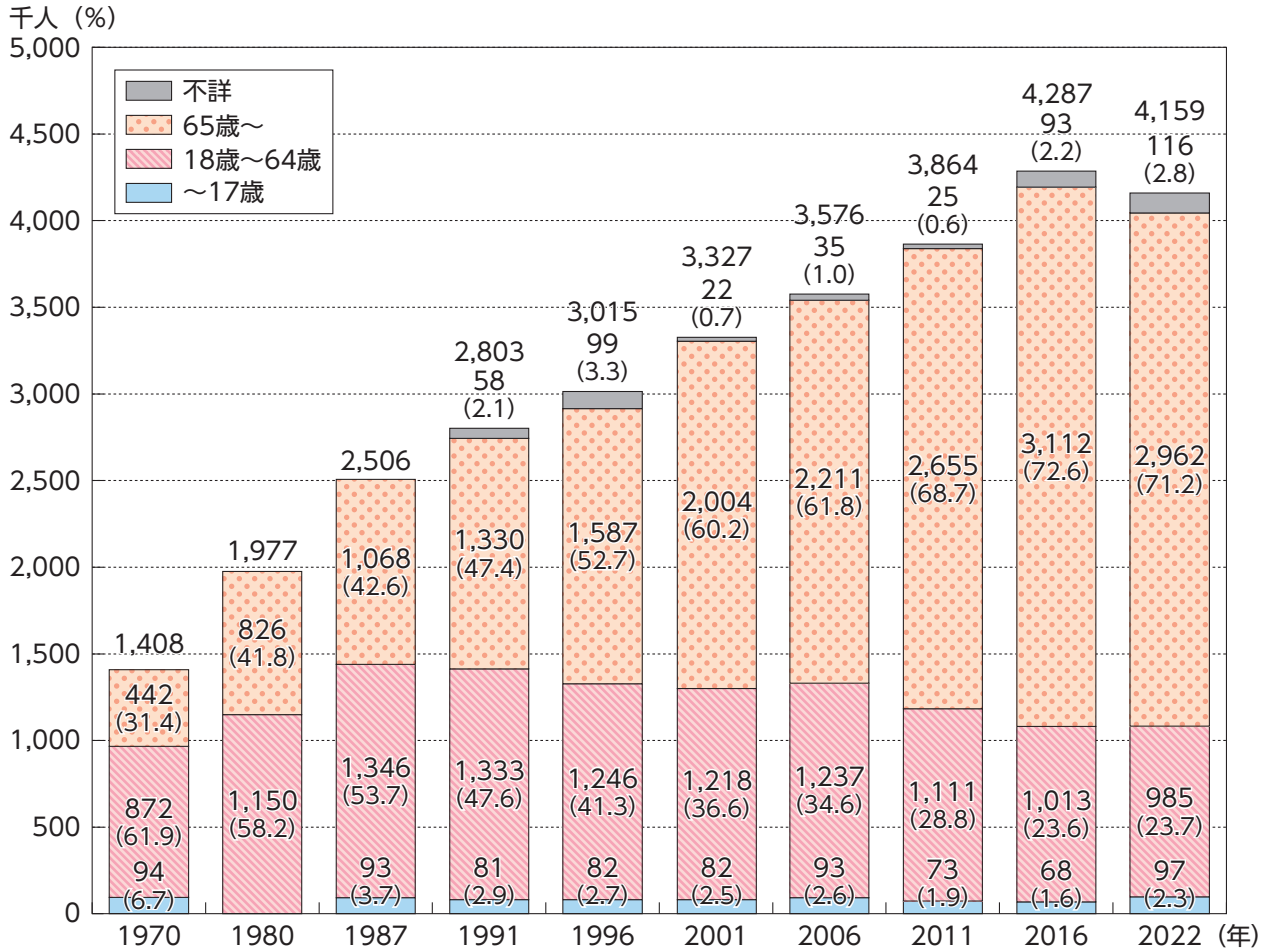
（1）身体障害者

在宅の身体障害者415万9千人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満9万7千人（2.3%）、18歳以上65歳未満98万5千人（23.7%）、65歳以上296万2千人（71.2%）となっている（図表2）。

我が国の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は調査時点の2022年には29.0%（総務省「人口推計」2022年10月1日（確定値））であり、在宅の身体障害者の65歳以上人口の割合（71.2%）は約2.4倍となっている。

在宅の身体障害者の65歳以上の割合の推移をみると、在宅の身体障害者の全年齢のうち65歳以上の割合が、1970年には3割程度だったものが、2022年には7割程度となっている（図表2）。

■ 図表2 年齢階層別障害者数の推移（身体障害児・者（在宅））



注1：1980年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

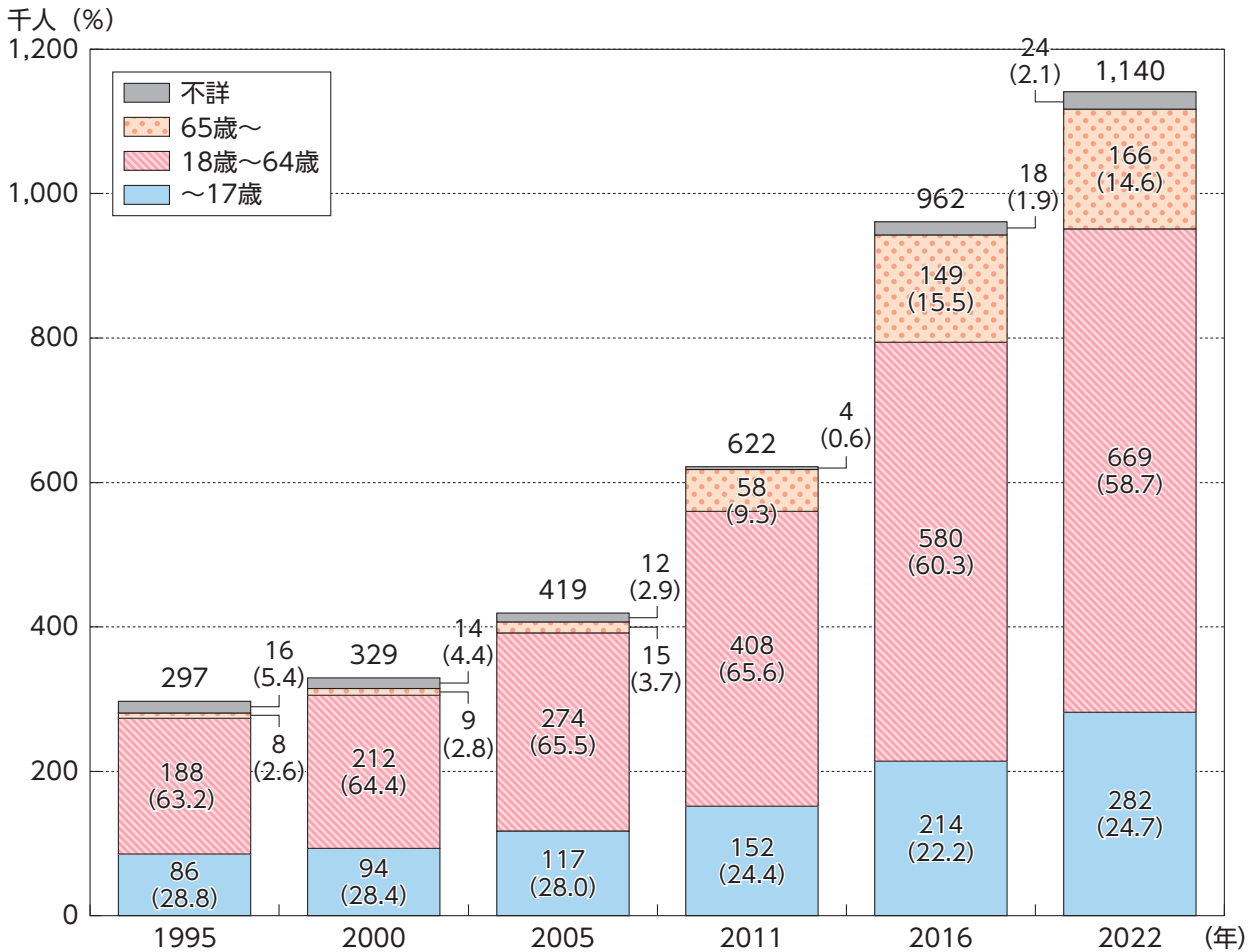
資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～2006年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011・2016・2022年）

（2）知的障害者

在宅の知的障害者114万人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満28万2千人（24.7%）、18歳以上65歳未満66万9千人（58.7%）、65歳以上16万6千人（14.6%）となっている。身体障害者と比べて18歳未満の割合が高い一方で、65歳以上の割合が低い点に特徴がある（図表3）。

知的障害者は、2016年と比較して約17万8千人増加している。知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者が増加したことが要因の一つと考えられる（図表3）。

■ 図表3 年齢階層別障害者数の推移（知的障害児・者（在宅））



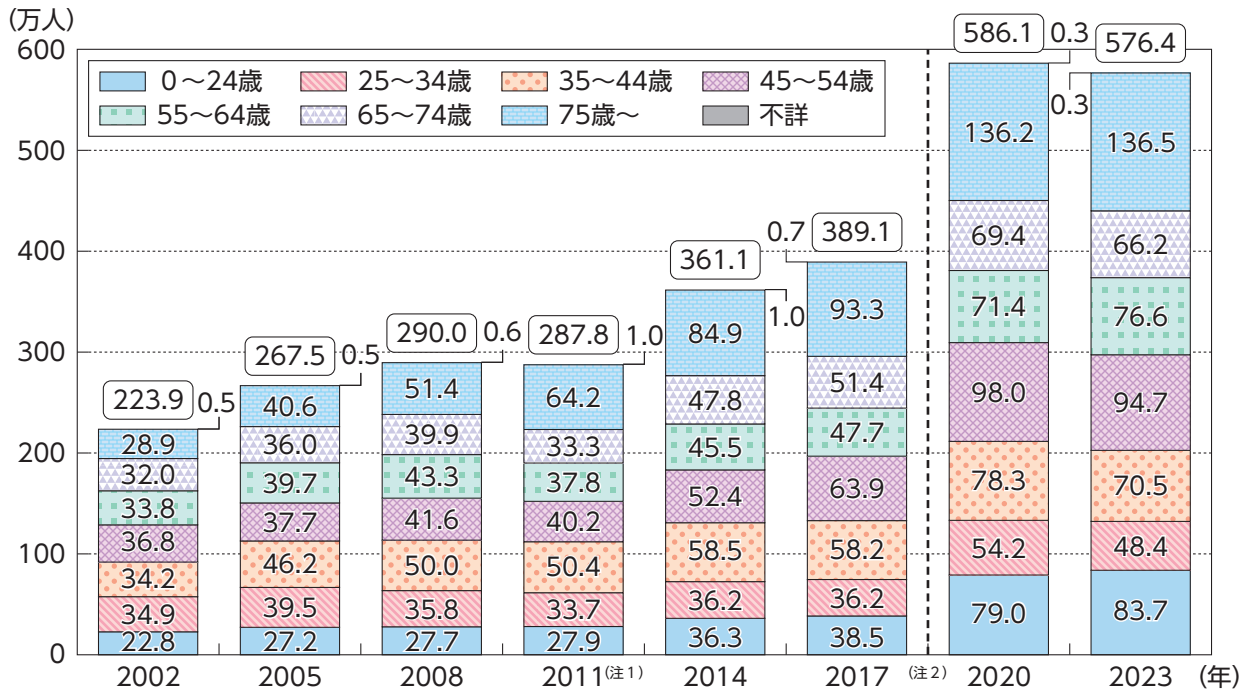
注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（～2005年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011・2016・2022年）

（3）精神障害者

外来の年齢階層別精神障害者数の推移（図表4）について、2023年においては、精神障害者総数576万4千人のうち、25歳未満83万7千人（14.5%）、25歳以上65歳未満290万2千人（50.3%）、65歳以上202万7千人（35.2%）となっている。

■ 図表4 年齢階層別障害者数の推移（精神障害者・外来）



注1) 2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2) 2020年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（2017年までは31日以上を除外していたが、2020年からは99日以上を除外して算出）。

注3) 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「患者調査」（2023年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

3. 男女別の障害者数

(1) 総数

「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」において、総数を性別にみると、65歳未満では男性が159万8千人（58.4%）、女性が113万2千人（41.4%）、65歳以上では男性が174万8千人（48.6%）、女性が174万3千人（48.5%）となっている（図表5）。

(2) 身体障害者

「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」において、身体障害者数（身体障害者手帳所持者数）を性別にみると、65歳未満では男性が61万8千人（57.1%）、女性が46万3千人（42.8%）、65歳以上では男性が153万人（49.7%）、女性が147万3千人（47.9%）となっている（図表5）。

(3) 知的障害者

「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」において、知的障害者数（療育手帳所持者数）を性別にみると、65歳未満では男性が61万2千人（64.4%）、女性が33万8千人（35.5%）、65歳以上では男性が10万1千人（52.9%）、女性が7万3千人（38.6%）となっている（図表5）。

■ 図表5 障害者手帳所持者数等、性・障害種別等別

(65歳未満) (単位：千人)

性	総数		障害者手帳所持者		障害者手帳の種類 (複数回答)						手帳非所持でかつ自立支援給付等を受けている者	
					身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			
総数	2,734	(100.0%)	2,609	(100.0%)	1,081	(100.0%)	950	(100.0%)	899	(100.0%)	125	(100.0%)
男性	1,598	58.4%	1,508	57.8%	618	57.1%	612	64.4%	468	52.0%	90	72.0%
女性	1,132	41.4%	1,097	42.0%	463	42.8%	338	35.5%	427	47.5%	35	28.0%
不詳	4	0.2%	4	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	4	0.4%	0	0.0%

(65歳以上及び年齢不詳)

性	総数		障害者手帳所持者		障害者手帳の種類 (複数回答)						手帳非所持でかつ自立支援給付等を受けている者	
					身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			
総数	3,595	(100.0%)	3,491	(100.0%)	3,078	(100.0%)	191	(100.0%)	304	(100.0%)	104	(100.0%)
男性	1,748	48.6%	1,708	49.7%	1,530	49.7%	101	52.9%	140	46.1%	40	38.9%
女性	1,743	48.5%	1,681	47.9%	1,473	47.9%	73	38.6%	145	47.7%	62	59.9%
不詳	104	2.9%	103	2.4%	75	2.4%	16	8.5%	19	6.1%	1	1.2%

注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。
資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2022年)

(4) 精神障害者

精神障害者数の男女別数(図表6)について、2023年においては20歳未満では男性が40万3千人(61.5%)で、女性が25万人(38.1%)、20歳以上では男性が213万9千人(39.8%)で、女性が323万4千人(60.2%)となっている。

65歳未満では男性が182万2千人(47.6%)で、女性が200万1千人(52.3%)、65歳以上では男性が72万人(32.7%)で、女性が148万3千人(67.3%)となっている(図表6)。

■ 図表6 精神障害者の男女別数

単位：千人 (%)

	20歳未満	20歳以上
男性	403 (61.5%)	2,139 (39.8%)
女性	250 (38.1%)	3,234 (60.2%)
計	655 (100.0%)	5,372 (100.0%)
	65歳未満	65歳以上
男性	1,822 (47.6%)	720 (32.7%)
女性	2,001 (52.3%)	1,483 (67.3%)
計	3,824 (100.0%)	2,203 (100.0%)

注1：年齢別の男女数には、不詳の数は含まない。
注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。
資料：厚生労働省「患者調査」(2023年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成